

(地Ⅲ23)

平成26年4月15日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

小 森 貴

麻しん患者の増加について

本年第1週から第14週までの感染症法の規定による麻しん患者の届出数が昨年1年間の累積報告数を上回り、その約8割は、予防接種歴がない又は不明な患者であり、特に1期の定期予防接種を開始する前の0歳児及び予防接種歴のない1歳児の報告が多くみられることから、今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛別添の事務連絡がなされました。

本事務連絡は、自治体に対して、医療機関及び地域住民への発生動向の情報提供とともに、麻しんの定期の予防接種の対象者に対して、対象となつてからの初めの3月の間に、特に積極的な勧奨を依頼しております。さらに、麻しん患者が1例でも発生した場合には、感染拡大の防止のため、感染症法に規定する感染経路の把握等の調査の迅速な実施等、麻しんに対する一層の対策の実施を求めるものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
平成 26 年 4 月 14 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課

麻疹患者の増加について（情報提供及び協力依頼）

日頃より感染症対策へのご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 12 条第 1 項の規定による麻疹患者の届出について、本年第 1 週から第 14 週までに、昨年 1 年間の累積報告数（232 例）を上回る 253 例の届出数が見られました（4 月 9 日時点）。

麻疹報告の約 8 割は、予防接種歴がない又は不明な患者において報告されており、幅広い年齢層から報告がありますが、特に 1 期の定期予防接種を開始する前の 0 歳児（30 例）及び予防接種歴のない 1 歳児（23 例）に多く報告が見られています。

貴職におかれては、地域での麻疹の発生動向に留意いただき、貴管内医療機関及び地域住民に対して、発生動向について適宜情報提供を行って頂くようお願いいたします。また、「麻疹に関する特定感染症予防指針」（平成 19 年厚生労働省告示第 442 号）に基づき、麻疹の定期の予防接種の対象者に対して、対象となつてからの初めの 3 月の間に、特に積極的な勧奨をお願いします。さらに、麻疹の患者が 1 例でも発生した場合には、感染拡大の防止のため法第 15 条に規定する感染経路の把握等の調査を迅速に実施するよう努める等、麻疹に対する一層の対策の実施をお願いします。

以上

（参考資料）

1. 感染症発生動向調査 2014 年第 14 週：速報グラフ（別添）

国立感染症研究所感染症疫学センター

<http://www0.nih.go.jp/niid/idsc/idwr/diseases/measles/measles2014/meas14-14.pdf>

2. 麻疹予防接種ポスター

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou21/dl/yobou_0227.pdf